

## 第1章

# 職業分類の系譜と潮流



# 第1章 職業分類の系譜と潮流

## 1.1 職業分類の作成目的

職業分類は、就業者の職業別把握、職業紹介、職業ガイダンスなど、さまざまな場で利用されているが、職業分類を作成する立場からみると、作成の目的は大きく2つに分かれる。ひとつは、統計調査の結果を職業別にとりまとめるための基準として作成するケース（統計目的）、もうひとつは職業紹介などの実務に利用する用具として作成するケース（実務目的）である。

統計目的で作成された職業分類のうち代表的なものは国勢調査用の職業分類である。この職業分類は、通常、各国とも中央政府の統計主管部局が作成している。国勢調査以外の調査においても結果を職業別に集計するときにはこの分類が用いられるようになり、次第に中央政府レベルにおける職業分類の共通言語になってきている。この分類は、通例、「標準職業分類」という名称を与えられているが、名前だけではなく正に実態を兼ね備えているといえる。

しかし、各国が独自に作成した標準職業分類は、その国の労働市場の特性を反映した職業の設定や体系化が行われており、国際比較にはなじみにくいという欠点がある。このためILOでは各国の職業別データを国際レベルで流通しやすくできるように国際標準職業分類を定めている<sup>5</sup>。

他方、実務目的で作成された職業分類のうち代表的なものは、職業紹介業務用の職業分類である。この分類の特徴は、求人・求職者のマッチングに必要な情報を含んでいる点にある。情報の内容はそれぞれの分類によって異なるが、その基本は職務調査にもとづく詳細な職務内容の記述や職業安定機関から提供された職業に関する情報である。それ以外の点では次の2点を共有している。

第1は、分類の網の目が細かいという点である。労働市場に現れる職業を網羅し、かつマッチング効率を高めるために標準職業分類の項目に比べてより細かな職業が設定されている。労働省編職業分類には約2100の職業が設定され、この数は日本標準職業分類の項目数(364)を大幅に上回っている。また、米国の職業紹介用職業分類である職業辞典(Dictionary of Occupational Titles、以下「DOT」という)は最終版(1991年の第4版増補改訂版)で収録職業を大幅に削減したとはいえ、それでも12000を上回る職業を収録している。

第2は、職業名のシソーラス的な機能を備えていることである。事業所や産業によって呼称の異なる職業名と分類表に設定された職業との対応関係を明らかにするために、職業分類

<sup>5</sup> 国際標準職業分類は、各国の標準職業分類の作成目的とは異なる観点から作成されている。その目的は3つある。第1は、ILO加盟国がそれぞれ作成する職業別の統計調査データを相互に比較照合しやすくするための枠組みを提供すること、第2は、国際レベルでの研究や政策に対して職業情報の基準を提供すること、第3はILO加盟国に対して職業分類のモデルを提供することである。(ISCO-88、1990、p.1)

に付属する形で職業名索引が作成されている。この索引は職業名のガイドライン的な役割を果たしている。1999年版の労働省編職業分類には約26000の職業名が採録されている<sup>6</sup>。

## 1.2 準拠体系としての標準職業分類と実務用具としての職業紹介用職業分類

### 1.2.1 国際標準職業分類の制定と変遷

職業に関するデータを国際比較する際の基準であるISCO、各国において統計調査結果を職業別に集計する際の基準である標準職業分類、そして職業紹介業務に用いる職業分類、この三者はそれぞれ異なる目的で作成され、作成目的が異なるが故にそれぞれ特徴のある性格や構造を有している。

ISCOは1957年のILO国際労働統計家会議で採択され<sup>7</sup>、翌58年に出版物として刊行されている（以下「ISCO-57」という）。ここに至るまでには1947年以降、国際労働統計家会議の場を中心にしてさまざまな議論が噴出した。そのひとつがISCOの利用範囲に関する議論である。論点は、統計目的で利用するための職業分類にするのか、それとも利用目的を問わず、統計目的にも職業紹介目的にも利用できる分類にするのかという点にあった。ILO事務局は、少なくとも大・中分類レベルの項目は統計集計用と職業紹介用に共通して用いることが望ましいとの考え方に傾いていたが、専門家委員会やILO加盟国は、①統計目的の職業分類と職業紹介目的の職業分類を比較できるようにするという考え方は適切か、②使用目的に応じて独自の職業分類を作成するほうが現実的ではないのか、③基礎的分類を作成し、この分類を統計目的の職業分類と職業紹介目的の職業分類が共有するほうが現実的ではないのか、といった3点をめぐる議論に終始して、明確な結論は得られなかった<sup>8</sup>。

ISCOは、当時広まりつつあった考え方—すなわち職業は個人の遂行する仕事の種類であって、仕事が行われる産業や個人の従業上の地位とは無関係である—を積極的に採用したという意味において進取的な職業分類である<sup>9</sup>。職業の分類基準は、個人の属している経済活動分野あるいは従業上の地位とはかかわりなく、技能の種類（trade）、専門性（profession）、又は仕事の種類（type of work performed）に置かれた。しかし、現実には、大分類レベルの

6 日本標準職業分類は、一定の基準にもとづいて区分した職業を体系的にとりまとめたものであり、職業分類に付属する形で職業名索引は作成されていない。ただし、総務省統計局では、さまざまな呼称の職業名の位置づけを明確にするために国勢調査時に国勢調査用職業名索引を作成している。1999年版労働省編職業分類の職業名索引を作成するときには1990年版の国勢調査用職業名索引を資料として利用しているが、この索引には約8000の職業名が採録されている。

7 ISCOは、1960年の国連人口センサスの実施に間に合わせるために1956～57年の完成を目標にして作成作業が進められた。

8 ILOからの意見照会に対して我が国は、統計目的と職業紹介目的に用いる職業分類は、大分類と中分類は同一基礎に基づく分類とし、その下位分類は比較性をできるだけ考慮するという趣旨の回答を行っている（この考え方は、1954年5月の第21回統計審議会に報告され、了承されている）。なお、1965年の労働省編職業分類の全面改訂にあたっては、ISCOに準拠する方針がとられ、大・中分類レベルでの両者の整合性が図られている。

9 近代的な職業分類の嚆矢は、1893年の第4回国際統計協会（International Statistical Institute）で受理されたベルティオン分類である（Jacques Bertillonはフランスの人口・統計学者）。この分類は、4つの大綱のもとに大・中・小・細分類の4階層で構成されている。このうち大分類レベルの職業は産業別に区分されており、いわば産業分類の職業分類という性格を持つ分類体系であった。当時の社会は職業と産業がほとんど重複しており、産業分類と職業分類の混合形態がかえって社会の実体をより明確に反映するものであったといえる。

項目に農林漁業、鉱業、運輸の仕事が設定され、産業分類の色彩を一掃するまでには至っていないのが実態である<sup>10</sup>。

ISCOは、1968年に改訂版（以下「ISCO-68」という）が作成されているが、この版は1958年以降の産業の変化を分類項目に反映させて項目の調整を行ったものである。ISCO-57の大分類レベルに設定された産業分類的な項目をみると、農林漁業作業者はほとんど修正が加えられていないが、鉱業作業者は中分類に格下げとなり、また運輸・通信従事者は仕事の種類に応じて各種の大分類のもとの中分類に格下げになっている。しかし分類体系の骨格を形成する分類基準や項目の配列などはISCO-68に継承されている。1988年にはISCOの第2回目の改訂が行われている（以下「ISCO-88」という）。ISCO-88は分類基準に新たな考え方を導入し、ISCO-68を全面的に改訂したものである。新たに採用された分類基準は、技能度（skill level）である。

技能度の概念を理解するためには、ISCO-88の職業の概念を理解する必要がある。ISCO-88では、分類の単位を職務（job）においている。職務は、個人の遂行する課業（task）とそれにとまなう責務（duty）から構成され、類似した職務の集合体を職業とみなしている。技能はこの文脈で定義されている。すなわち、ある職務を遂行するために必要な能力が技能である<sup>11</sup>。

ISCO-88は分類基準として新たに技能度を採用し、従来の分類基準である仕事の種類等（ISCO-88ではskill specialisationという用語を用いている）とあわせて適用することによって、職業分類の純化を進めることになった。その結果、ISCO-88は次のような特徴を持つ職業分類になった。第1に、従来、大分類レベルにおける項目の配列の仕方については明確な説明がされていなかったが<sup>12</sup>、技能度を大分類に適用することによって、大分類項目の配列順序を明確に示すことができるようになった。第2に、大分類レベルにおいて産業分類的な色彩を持つ項目を払拭することができた。第3に、現実の仕事に対応した分類項目（専門職－準専門職－職員・作業員－単純労働者）が設定された。このうち準専門職は、従来、専門職と一般の職業の間であって位置づけの不明確な一群の職業が大分類項目として独立したものである。しかし準専門職の範囲については必ずしも明確な基準があるわけではなく、準専門職を独立させることによって専門職と準専門職との区分、あるいは準専門職と一般の職業との区分が課題として残されることになった。

---

10 1954年の第8回国際労働統計家会議に提出された大分類及び中分類に関する決議案に対して、我が国は産業分類を職業分類に挿入することに反対する立場から意見を述べたが、過半の国は決議案の大分類項目（運輸、鉱業などの仕事が独立した項目になっている）に賛成であった。

11 ISCO-88の技能とは、ある職務の遂行に必要な能力・スキルを問題にしているのであって、ある職業に従事している人のスキルと他の職業に従事している人のスキルの程度を比較するものではない。

12 下田平は、ISCO-57に設定された大分類項目は社会階層区分を職業分類に援用しているイギリスの考え方から多分に影響を受けていると指摘している。

## 1.2.2 日本標準職業分類の設定と変遷

JSCO は 1960 年に統計審議会の答申を受けて正式に設定されているが、その前史は 1905 年の内閣統計局の職業分類の作成に始まる。この職業分類は、ベルティオン分類（脚注 9 を参照）の強い影響を受け、大分類レベルの項目は産業分類そのものであった。その後、1902 年に公布された国勢調査に関する法律にもとづいて、1920 年に第 1 回の国勢調査が実施された。この時に用いられた職業分類は、ベルティオン分類に類似した分類であり、産業分類的色彩は大分類だけではなく、中・小分類にもみられた。職業分類と産業分類の分離が試みられたのは、1930 年の国勢調査用職業分類からである。この分類は、1923 年に開催された ILO の国際労働統計家会議での議論（ひとつの分類体系の中に職業分類の視点と産業分類の視点を併存させるべきではない）を受けて設定されたものである。しかし、大分類レベルには依然として産業分類的な項目が残されていた。職業分類と産業分類が完全に分離されたのは、1940 年の国勢調査用職業分類からである。

第二次大戦後の職業分類の歴史は、1950 年の国勢調査用職業分類の作成から始まる。1950 年の世界人口センサスの一環として我が国でもセンサスを実施するために各種の分類基準が作成された。職業分類は統計委員会のもとに設置された職業分類専門部会で審議され、1950 年に国勢調査用職業分類、1953 年に JSCO 草案、1955 年に国勢調査用職業分類、そして 1960 年に JSCO がそれぞれ作成されている。この過程は、職業分類が産業分類や従業上の地位分類からはっきり分離していく過程、すなわち職業分類の純化が進展した過程でもある。

1950 年国勢調査用職業分類は、アメリカ人口調査用職業分類や ILO における ISCO の討議資料を下敷きにして作成されている。この分類の特徴は ISCO の考え方を受け入れている点にある。特に大分類項目の設定にあたっては、1949 年の ILO 国際労働統計家会議で採択された ISCO 大分類項目の考え方を大幅に採り入れている。また、分類基準を仕事の種類に置きながら、生産工程の職業では中分類レベルに産業別の区分を導入していることも特徴といえる。

1953 年には JSCO の草案が作成されている。この草案では、大分類レベルの項目は ISCO に準拠し、中・小分類レベルでは 1950 年国勢調査用職業分類や労働省職業安定局の職業分類<sup>13</sup>を参考にして項目が作成されている。ISCO の分類基準である仕事の種類は、この草案にもそのまま採用されている<sup>14</sup>。職業とは個人の行っている仕事の種類であって熟練の程度には関係しないとされ、同じ職業に従事している者は、親方、職長、見習など社会的地位が異なってもおしなべて同じ項目に位置づけられている。

---

13 労働省職業安定局編の『職業辞典』（1953 年）を指している。

14 分類基準に関する JSCO 草案の考え方は次のとおりである。  
「職業分類の基準は個人の行っている仕事の種別であってその所属する事業所の経済活動の如何を問わない。即ち、使用する材料、作業の過程、使用する道具又は機械、仕事の条件（屋内、屋外、地下、安全度、衛生状態、雇用条件等）精神的条件（教育、専門的知識、創意、賦性、責任等）、身体的条件（体力、視力、敏捷性など）経験訓練又は熟練等の仕事の各要素、その他の対個人また対社会的機能を考慮して分類を作成・・・」  
（『日本標準職業分類草案』、1953）

1955年の国勢調査用職業分類は、3種類の資料（1950年国勢調査用職業分類、JSCO草案、1954年のILO国際労働統計家会議におけるISCO大・中分類に関する決議案）をもとにして作成されている。この分類では、ISCOに準拠する姿勢がいっそう鮮明になり、大分類レベルの項目設定だけでなく、その配列の順序もISCOを参考にしている。小分類レベルにおける項目の設定については、1950年の国勢調査用職業分類と1955年のそれでは考え方が大きく異なっている。すなわち前者では鉱工業関係の職業は熟練度や作業の過程を分類基準にしていたが、後者ではそれらの要素を分類基準から除外している。

職業分類専門部会では、1957年以降、職業の定義、有職業者の範囲、分類の適用原則など分類の基本構成について検討し<sup>15</sup>、その結果にもとづいて分類項目の整理を行い最終的な項目を確定している。そして1960年の統計審議会の答申を経てJSCOは公式に設定されている。

JSCOは設定後、幾度か改訂が行われているが、第1回目の改訂は1970年である。この改訂ではISCOの改訂（ISCO-68）にともなう分類項目の調整（特に大分類項目の変更にとともなう調整）が主な課題にとりあげられた。その後、1979年と1986年にも改訂が行われている。これらの改訂では、分類体系の基本構造を維持したまま経済社会の変化にとともなう分類項目の調整に主眼が置かれていた。

この時点までの改訂作業では、職業分類としての純化を求める視点から、国際比較性を重視することと、我が国特有の職業分化を職業分類に反映させることの2点を基本方針に掲げていた<sup>16</sup>。その結果、分類体系の上位分類はISCOに準拠し、下位分類には産業社会の動向に依拠した項目が設定された<sup>17</sup>。つまりJSCOは、国際比較性を頭にして、現実の職業の分化を手足とする、両者混合の分類体系として発展してきたのである。

しかし、1997年の改訂では、ISCOが1988年に改訂されたにもかかわらず、上位分類のISCO準拠の方針は採用されなかった。それは、ISCOが分類基準に技能度を採用したことが大きく影響している。職業分類の国際的なモデルとしてのISCO-88は、我が国に対してとりわけ2つの大きな問題を提起している。第1は統計の継続性の問題である。ISCO-88は、

---

15 職業分類専門部会では、当初、職業分類は産業分類的な要素や従業上の地位的な要素を払拭して純化すべきであるとの意見と、職業分類は社会的階層を明らかにすることが主目的であり、そのため従業上の地位的要素は欠かせないとの意見が対立していたが、最終的には純粋な職業分類を考えるべきであるとの結論に至った。分類項目の名称については、技能的・肉体的な仕事については「作業員」とし、それ以外の仕事の場合には「従事者」とした。また、「～工」は「作業員」と同義とした。同部会では、JSCO草案や1955年国勢調査用職業分類などにもとづいてJSCO案を作成して、同案に対する第4次改正案を経てJSCOは最終的に確定している。

16 1960年版JSCOの職業分類に関する一般原則には次のように記されている。  
「分類項目の設定にあたっては国際比較を可能にするため、上位分類にはおいては差し支えない限り、国際標準職業分類の構成を採用し、下位分類においては国勢調査用の職業分類及び労働省職業安定局作成の職業分類を参考にした。なお、わが国における特有の事情を考慮して項目を設けた場合もある。」（『日本標準職業分類』、1960）

17 JSCOは、累次の改訂で、職業と産業の分離、職業と従業上の地位の分離を進めて、純化の方向を指向している。しかし、現実の社会では職業・産業・従業上の地位の三者間にはさまざまな結びつきがあり、三者を明確に、そして完全に分離するという理念は必ずしも完全に達成されているわけではない。たとえば大分類レベルには「農林漁業従事者」、「運輸・通信従事者」という産業分類的色彩の濃い項目が設定されている。また、大分類「生産工程・労務作業員」の中分類項目は大半が産業分野別の項目で構成されている。従業上の地位については、大分類「販売従事者」の小分類レベルにおいて「店主」と「販売店員」が併存している。

ISCO-68 に比べて大分類項目が大きく変わっており、ISCO にあわせて JSCO の分類項目を整理すると統計の継続性に問題の生じる可能性があると考えられている。第2は、技能度の概念と我が国の職場の実態との関係である。技能度にもとづく分類項目のうち、特に準専門職の概念は我が国の職場に適用することは難しいとみられる。それは準専門職が一般に広く共有された概念とはいえ、その結果、準専門職従事者の捕捉が難しいからである<sup>18</sup>。これ以外にも JSCO に対してはさまざまな問題点が指摘されている<sup>19</sup>。

### 1.2.3 労働省編職業分類の作成と変遷

労働省編職業分類は、公共職業安定機関における職業紹介、職業指導・相談のための実務用具として開発された分類体系である。労働省では 1948 年から職務分析を中心にした職業調査を実施している。その成果に加えて、人事院資料や 1950 年国勢調査用職業名索引などから約 58000 の職業名を収集し、これらの職業名を米国 DOT の職業分類体系に準拠して整理・配列したものが 1953 年に刊行された『職業辞典』である<sup>20</sup>。

この分類では、職務分析における職業概念を援用した職業の概念構成が行われている。すなわち職業とは職務・職位・課業によって構成される概念であり、分類の単位は職務である。分類基準には、職務の類似性、職務の親近性、責任の程度、技能度の4点が採用されている。技能度は大分類レベルに適用され、項目の設定と配列はこれによっている<sup>21</sup>。

労働省では『職業辞典』刊行後も職務調査を継続して実施し、その成果は 1957 年に『職業辞典』の補正版（『職業小辞典』）として公表されている。

労働省編職業分類は、その後、1965 年・86 年にそれぞれ全面改訂が行われている。1965 年の改訂は、JSCO の誕生が大きく関係している。1953 年版の『職業辞典』は、職業分類の体系と構造を米国 DOT に準拠していた関係で JSCO との整合性に乏しく、また、体系・構

18 準専門職に対応する ISCO-88 の大分類項目の名称は、"technicians and associate professionals" である。この項目は、テクニシャンと準専門職の2つの職業群から構成されているわけではなく、準専門職の一部がテクニシャンの位置づけになっている。問題は、この準専門職の概念を我が国の職場に適用したとき、準専門職に該当する仕事は存在するにしても、その仕事は職業として成立しているかどうかという点にある。たとえば、製造に関する仕事を考えてみよう。工学上の専門知識・技術を生産現場に応用する仕事に従事する者が技術者であり、技術者の指示に従って実際の応用を現場で実施する者がテクニシャンである。技術者とテクニシャンの職務が厳然と区分されているときには、テクニシャンの概念を適用しても問題の生じることは少ないが、技術者と熟練技能者がテクニシャンの仕事範囲を共有しているとき（すなわち、技術者が熟練技能者の協力を得て作業を実施するときなど）には、職業分類の適用単位が「人」であることから、テクニシャンを特定することが難しくなる。

19 JSCO は、統計調査の結果を職業別に集計するための基準である。分類が適切であるかどうかの判断は、客観的な指標にもとづいて行うことは困難である。分類の適切性は統計作成の目的に照らして判断せざるを得ない。統計作成の目的は多様であり、そのため JSCO に対しては多方面から多様な課題が提起されている。それらの課題をまとめると5つの分野に集約することができる（総務省統計局、2005、p.38-41）。①経済社会の変化に対する対応（就業構造の変化に対応した分類項目の調整、ホワイトカラー職種の見直しなど）、②分類基準、分類概念、分類体系の問題（一般原則の見直し、現代の職業に即した職業の設定など）、③雇用政策・労働政策に対する対応（地域振興・雇用対策に必要な職業データを整備する観点に対する対応、産業と職業のクロスデータが有用なものとなるような職業分類の設定など）、④労働市場の現状に対応した項目の設定（IT関連の職種の充実、介護関係の職業の体系化など）、⑤ISCO との比較可能性（管理職の概念を ISCO にあわせること、技能度を分類基準に導入することなど）。

20 『職業辞典』は、職業分類と職業名解説の2部構成になっている。

21 大分類レベルには、製造や労務関係の職業として、技能職業・半技能職業・単純技能職業の3つの大分類項目が設定されている。



造が複雑なため利用者（公共職業安定機関の職員）にとって利便性が高いとは必ずしもいえない状況にあった<sup>22</sup>。

1965年の改訂版には、2つの特徴がある。第1は、分類の基本構造をJSCOに準拠した点である。1953年版の技能度にもとづく分類枠組みは取捨され、大・中分類レベルの項目はJSCO体系に即して設定された。小分類レベルの項目は、JSCO体系を参考にしているが、職業紹介業務での必要性を考慮して項目の調整が行われている。この結果、職業安定業務統計とJSCOにもとづく各種の統計調査結果との照合・比較が可能になった。

第2は、第1の点から直接帰結されることであるが、JSCOの分類基準を採用した点である。改訂版においても、職業の概念及び職業の最小単位を職務とすることに変更はなく、職業は職務の類似性にもとづいて区分されているが、分類項目の設定・配列にあたってはJSCOの分類基準が用いられた<sup>23</sup>。

1986年の改訂では3つの点が改訂理由にあげられている。第1は職業構造の変化に対応した分類項目を設定すること、第2はJSCOとの整合性を向上させること、第3は職業安定行政におけるコンピュータシステムの導入に対応することである。このうち第2の点については、当時、JSCOと労働省編職業分類との整合性は大きく低下していた。それは、労働省編職業分類が1965年以降、20年の間、改訂を行っていなかったからである。この間、JSCOは1970年と79年にそれぞれ改訂を行っているが、特に70年の改訂ではISCO-68に準拠して大・中分類レベルの項目を変更したため、労働省編職業分類は大・中分類レベルにおいてJSCOとの整合性が低下していた。

実際の改訂作業では、JSCOとの整合性は大・中分類レベルで確保すること、小分類レベルの項目も原則としてJSCOとの対応を図ること、という方針が採られた。改訂結果である1986年版労働省編職業分類をみると、大・中分類レベルの整合性とは、両者に同一の職業範囲の項目が同数設定されていることを意味していると解釈できる。その他の点（項目名称、項目の配列順、分類コード番号）では中分類レベルに両者の違いがみられる<sup>24</sup>。一方、小分類レベルにおける項目の対応とは、必ずしも一対一の対応を図ることではなく、両者の分類項目の間に何らかの対応関係（たとえば、JSCOのひとつの項目を分割して複数の項目が労

---

22 『職業辞典改訂版』、1969、p.4.

23 改訂版で採用された分類基準は次のとおりである。

- ① 作業者がうけるべき教育、訓練の種類
- ② 作業者が扱う道具、設備、原材料及び製品の種類
- ③ 提供するサービスの種類、作業分野（事業所などの組織のなかで果たす役割）
- ④ 従事する人数の大きさ

24 労働省編職業分類とJSCOとの整合性は、次の点で図られている。大分類レベルでは、両者の項目数・項目の配列順・分類符号は完全に一致している。項目名称は、それぞれの分類の特徴を示す用語（JSCOにあつては、分類対象が人であることから、職業に従事する人を表す用語、一方、労働省編職業分類では、職務を単位とした職業の区分であることを示す用語）が用いられている。一方、中分類レベルでは両者の項目数は一致しているが、それ以外の点では両者に違いがみられる。項目名称は大分類レベルのそれと同様にそれぞれの分類に特徴的な用語が用いられている。項目の配列と分類番号については次のような違いがみられる。項目の配列は、JSCOでは産業分類における項目配列に準拠している例が多くみられる。分類番号については、通し番号にするのか、それとも大分類単位でその中を連番にして、大分類間には欠番を設けるのかという違いがある。労働省編職業分類は前者を、JSCOは後者を採用している。

働省編職業分類に設定されていることなど)を図ることを意味している<sup>25</sup>。

現行の労働省編職業分類は、1986年版を1999年に改訂したものである。この改訂では、JSCOの改訂作業と同時並行に作業が進められ、JSCOとの整合性をどのレベルでどの程度に図るかが大きな課題となった。結論を先にいえば、大・中・小分類のそれぞれにおいて両者の完全な整合性が図られた。両者の項目数、項目の配列、分類符号・番号は完全に一致している<sup>26</sup>。

1965年以降の労働省編職業分類の歴史は、JSCO体系への傾斜を強めていく歩みでもある。JSCO準拠の方針が初めて掲げられた1965年版の職業分類では、分類基準、分類構造・体系(大・中分類)においてJSCOとの整合性が図られ、86年版では、大・中分類レベルの整合性はもとより、小分類レベルにおいても原則として項目の対応が図られた。そして、99年版では、大・中・小分類のいずれのレベルにおいても両者の完全な一致が図られた。

このような状況において労働省編職業分類の存在意義をどこに求めたらよいのだろうか。労働省編職業分類は、大・中・小分類に加えて細分類体系を備えた4階層の分類構造になっている。職業紹介の実務に使用するのは、この細分類レベルの職業である。他方、JSCOは大・中・小分類の3階層で構成されている。したがって労働省編職業分類の意義は正に細分類体系にあるといえよう。この視点に立つと、産業構造の変化や労働市場の動向などを反映した項目、すなわち業務効率を高める項目をいかに体系的に、かつ利用者の利便性を高める形で設定しているかが分類自体の評価基準になると思われる。

労働省編職業分類の独自性は細分類レベルの項目設定にある。では、この点さえ確保できれば細分類レベルを持たないJSCOに準拠しても職業紹介業務には直接的な影響はないと言い切れるのだろうか。JSCO準拠とはJSCOの基準で職業を集約することである。細分類項目を集約したものが小分類項目であり、小分類項目を集約したものが中分類項目、中分類項目を集約したものが大分類項目である。一群の職業を集約するときの基準が適切かどうかで、当然、分類の使いやすさが違ってくる<sup>27</sup>。職業紹介業務において職業分類は実務用具であり、使い勝手のいい職業分類が求められている

労働省編職業分類は、JSCO体系への同化姿勢を強めていく中でJSCO準拠の方針を貫くことによって失ったものも大きい。たとえば、十進分類法がある。JSCOはISCO-68にあわせて1986年改訂から大分類レベルに十進分類法を適用している。労働省編職業分類では

---

25 小分類レベルにおける両者の対応は原則にとどまっている。JSCOに設定されている小分類項目の中には労働省編職業分類の小分類レベルに対応する項目が設定されていないものがある(この場合、JSCOの小分類項目に対応する項目は労働省編職業分類では細分類レベルに設定されている)。

26 小分類レベルでは両者の項目数は一致していない。労働省編職業分類には、JSCOよりも多くの項目が設定されている。それは職業紹介業務運営上の必要性を考慮して小分類項目が設定されているからである。ただしJSCOの項目はすべて労働省編職業分類にも設定されており、この点で両者の整合性が図られている。

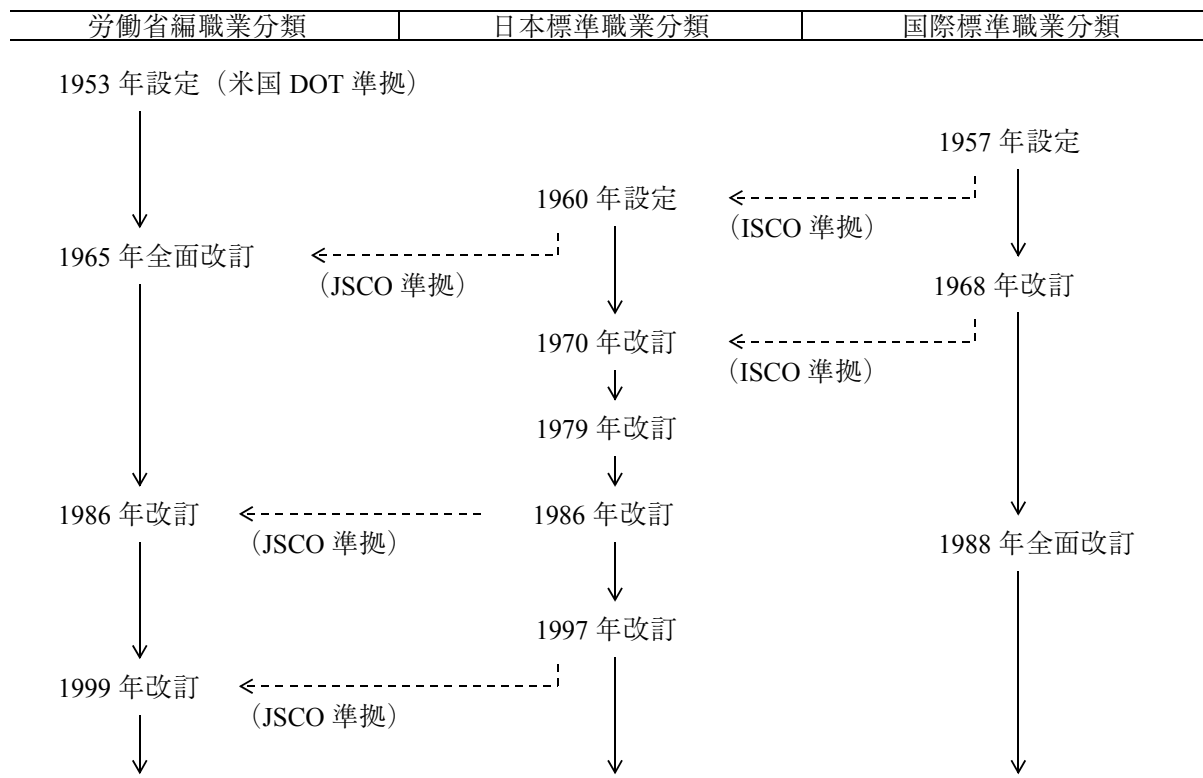
27 公共職業安定所の求人検索機で職種別検索を行うとき、画面には、まず、大分類項目が表示され、次に中分類項目が表示される。これらの項目はJSCOとの共通項目である。求職者の希望職種によっては本人の認識(この職業はこの分野にあるだろうとの直感)と異なる分野に位置づけられている職業もあり、求人探索に支障をきたすこともある。

JSCO 準拠の方針にもとづいて 1986 年の改訂から大分類レベルに十進分類法を採り入れている。十進分類法のもとでは、ひとつの項目の下位には最大 9 項目までしか設定することができない。ひとつの職業分野で設定する必要がある項目が 10 項目以上ある場合には、上位の項目を 2 つ以上に分割して、それぞれに 9 個以下の項目を設定することになる。同じ分野の職業にもかかわらず、2 つ以上の上位項目に分かれて個々の職業が設定されるという不合理が生じることになる。

### 1.3 三者の職業分類間の関係

ISCO・JSCO・労働省編職業分類の三者の間には密接な関係がみられる。国際的な職業分類のモデルとして設計され、各国の職業データの比較照合のための枠組みとなっているのが ISCO である。ISCO の考え方や体系は多くの国で採用されている<sup>28</sup>。JSCO がその設定当初から ISCO への準拠方針を採っていたことは前述のとおりである。JSCO と労働省編職業分類との関係は、それぞれの分類設定の当初は、それぞれの独自性が全面に出て、両者が共存する状況にあった。しかし、労働省編職業分類は 1965 年の改訂を契機にして前者の体系を自身の枠組みとする方向に転換し、現在では大・中・小分類の各分類レベルにおいて両者は完全に一致している。このような三者の関係を図示すると図表 2 のようになる。

図表 2 労働省編職業分類、JSCO、ISCO の相互関係



(注) 日本労働研究機構 (2000 年、p.2) の図表 1-1 を一部修正

28 ILO の 1990 年の調査によると、回答のあった 145 か国のうち自国の職業分類と ISCO-88 との対応を図っている国は 57 か国に達している (西澤、1997、p.29)。

## ① ISCOとJSCO

JSCO の上位分類は ISCO-68 に準拠して設定されているため、ISCO-88 の大・中分類項目とは大きく異なっている。そこで直接的な対応関係をとることのできる両者の小分類項目を比較してみよう。図表 3 は、JSCO の大分類にあわせて ISCO-88 の大分類項目を分割して、両者の小分類項目を対応させたものである。

図表 3 JSCO と ISCO-88 の比較：大分類別小分類項目数

JSCO			対応 関係	ISCO-88		
大分類	小分類 項目数	比率(%)		大分類	小分類 項目数	比率(%)
A-専門的・技術的職業従事者	75	20.6	⇔	2-Professionals	55	14.1
				3-Technicians and associate professionals	73	18.7
B-管理的職業従事者	10	2.7	⇔	1-Legislators, senior officials and managers	33	8.5
C-事務従事者	21	5.8	⇔	4-Clerks	23	5.9
D-販売従事者	13	3.6	⇔	5-Service workers and shop and market sales workers (一部)	19	4.9
E-サービス職業従事者	27	7.4		9-Elementary occupations (一部)	14	3.6
F-保安職業従事者	11	3.0	⇔	5-Service workers and shop and market sales workers (一部)	4	1.0
G-農林漁業従事者	14	3.8	⇔	6-Skilled agricultural and fishery workers	17	4.4
				9-Elementary occupations (一部)	3	0.8
H-運輸・通信従事者	21	5.8	⇔	8-Plant and machine operators and assemblers (一部)	11	2.8
I-生産工程・労務作業	171	47.0	⇔	7-Craft and related trades workers	70	17.9
				8-Plant and machine operators and assemblers (一部)	59	15.1
				9-Elementary occupations(一部)	8	2.1
J-分類不能の職業	1			0-Armed forces	1	
	364				390	

大分類別の小分類項目数の比率をみると、JSCO のほうが大きいのは、生産工程・労務作業、販売・サービス職業従事者、保安従事者、運輸・通信従事者の 5 項目である。逆に、ISCO のほうが大きいのは、専門的・技術的職業従事者、管理的職業従事者、農林漁業従事者の 3 項目である。事務従事者では両者の項目数比率はほぼ同水準にある。

JSCO の特徴は、第 1 に生産工程・労務作業の項目数が極めて多い点にある。全体の約半数 (47%) をしめ、ISCO よりも 12%ポイントも高い。第 2 に、専門的・技術的職業従事者の項目が ISCO に比べて少ない。この割合は ISCO よりも逆に 12%ポイントも低い。第 3 に、管理的職業従事者の項目も ISCO に比べて少ない (約 6%ポイント)。これらの点は、JSCO に関する議論の中で従来から指摘されている点 (生産工程等の職業ではやや過度の細分化が

行われているが、専門的職業や技術的職業では項目の細分化が必ずしも十分ではないこと、管理的職業の概念がISCOとは異なっていること)でもある。

## ② JSCOと労働省編職業分類

JSCOの項目数と労働省編職業分類のそれを比較すると(図表4)、大・中分類項目は完全に一致している。小分類レベルの項目は、JSCOよりも労働省編職業分類のほうが16項目(分類不能の職業を除く)多く設定されている。JSCOの項目はすべて労働省編職業分類にも設定されている。両者の差は、労働省編職業分類がJSCOの雑多項目に含まれている職業を独立させている点にある。労働省編職業分類にのみ設定されている項目は、生産工程・労務の職業が7項目、専門的・技術的職業が5項目、事務の職業が3項目などである。これらの項目は、専門的・技術的職業の細分化が十分ではないと指摘されているJSCOの弱点を補うとともに、取扱いの多い分野(生産工程や事務の職業)での項目の細分化をいっそう推し進めているものと解釈することができる。

図表4 JSCOと労働省編職業分類の比較：大分類別小分類項目数

大分類(JSCO)	亜大分類		中分類		小分類				
	JSCO	ESCO	JSCO	ESCO	JSCO(A)	比率(%)	ESCO(B)	比率(%)	B-A
A-専門的・技術的職業従事者			20	20	75	20.6	80	21.1	5
B-管理的職業従事者			4	4	10	2.7	10	2.6	0
C-事務従事者			7	7	21	5.8	24	6.3	3
D-販売従事者			2	2	13	3.6	13	3.4	0
E-サービス職業従事者			6	6	27	7.4	28	7.4	1
F-保安職業従事者			3	3	11	3.0	11	2.9	0
G-農林漁業従事者			3	3	14	3.8	14	3.7	0
H-運輸・通信従事者			5	5	21	5.8	21	5.5	0
I-生産工程・労務作業従事者	3	3	30	30	171	47.0	178	47.0	7
J-分類不能の職業			1		1				1
	3	3	81	80	364		379		17

(注) ESCOは労働省編職業分類を指している。

職業紹介の業務で実際に使われるのは、細分類レベルの職業である。そこで大分類別の細分類項目数をみると(図表5)、労働省編職業分類の特徴をいっそう鮮明にとらえることができる。細分類項目数の分布は特異な形をしている。生産工程・労務の職業の比率が極端に高く(63.8%)、次に高い専門的・技術的職業でも15%にすぎない。それ以外の大分類別細分類項目数比率はすべて一桁あるいはそれ以下である。この点で生産工程・労務の職業は極度に細分化されているといえる。

次に、現実の職業の世界の様相を把握するためのモノサシが職業分類であると仮定すると、職業別就業者比率と細分類項目比率との間にはある程度の相関関係を予想できる。そこで両者を比べてみると(図表5)、ここでも生産工程・労務の職業の多さが際だっている。就業

者比率は3割弱であるが、細分類項目比率はその倍以上になっている。その逆に、事務・販売・サービスの3項目では、就業者比率よりも細分類項目比率のほうが低く、細分化の検討が必要な分野であることを暗示している。また、専門的・技術的職業では両者はほぼ拮抗している。

更に、労働省編職業分類は労働市場の動向を反映した職業区分のモノサシであると仮定すると、求人数との関係を推測することができる。そこで大分類項目別に細分類項目比率と求人比率を比較すると、分類項目の利用状況がある程度把握することができる。図表5によると、項目比率よりも求人比率が高く、細分化の必要性が示唆されている分野は、先に指摘した事務・販売・サービスの3分野の他に専門的・技術的職業、保安の職業、運輸・通信の職業がある。全体的な傾向は上の細分類項目と就業者比率との関係とほぼ同様であるが、特徴的な点をあげると次の2点になる。第1は、専門的・技術的職業の求人比率が項目比率を大幅に上回っていること、第2は、管理的職業と農林漁業の職業の求人比率が項目比率をかなり下回っていることである。

図表5 労働省編職業分類の細分類項目と就業者・求人数

大分類	細分類		就業者(%)	求人数(%)
	項目数	比率(%)		
A-専門的・技術的職業	335	15.4	13.5	21.8
B-管理的職業	38	1.8	2.9	0.4
C-事務的職業	101	4.7	19.2	11.4
D-販売の職業	71	3.3	15.1	16.2
E-サービスの職業	81	3.8	8.8	7.6
F-保安の職業	20	0.9	1.6	3.4
G-農林漁業の職業	67	3.1	5.0	0.4
H-運輸・通信の職業	71	3.3	3.6	6.5
I-生産工程・労務の職業	1383	63.8	29.3	32.2

出所：『平成12年国勢調査最終報告書』、『平成16年度 労働市場年報』

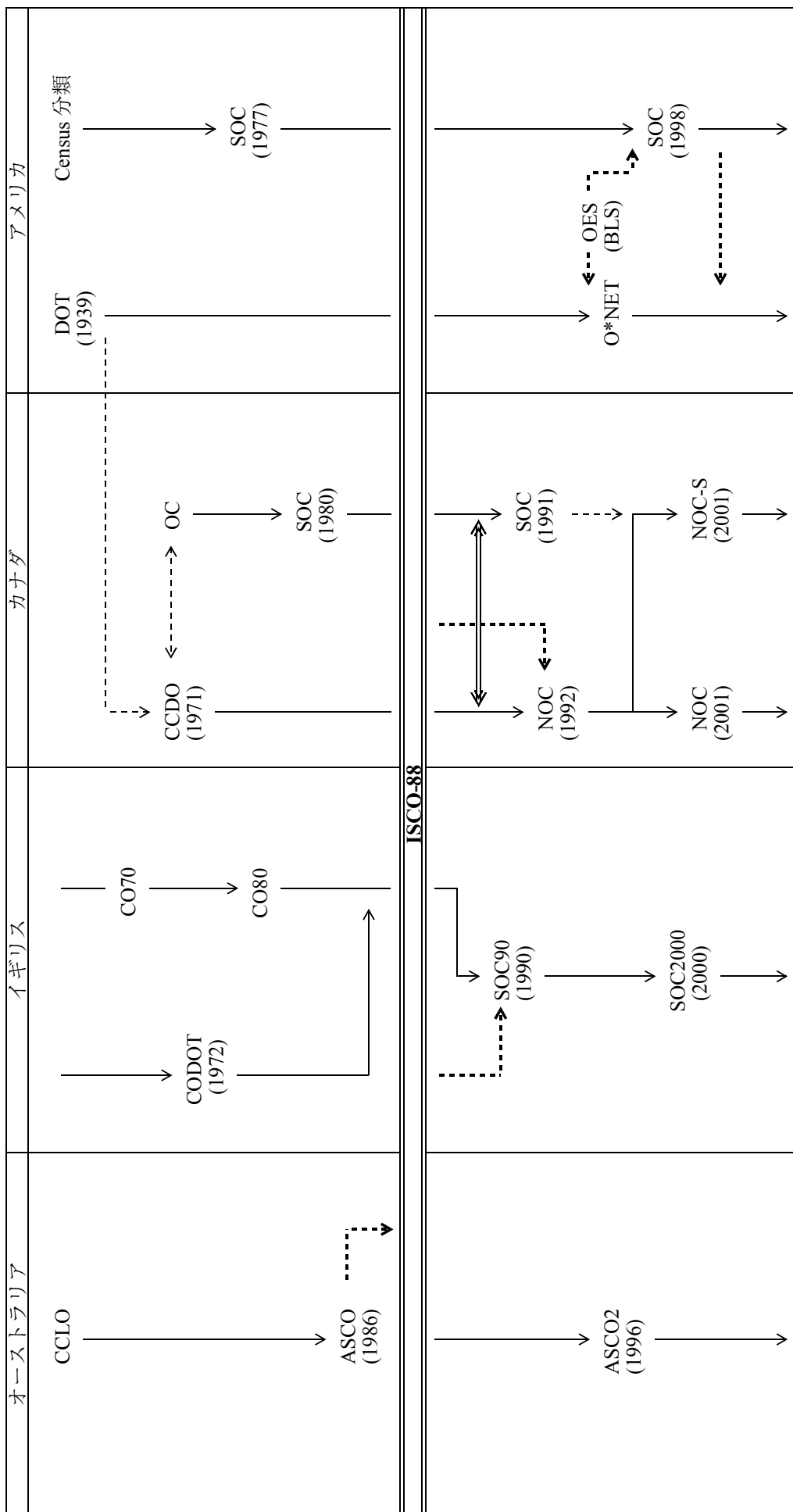
#### 1.4 職業分類の相互関係に関する類型

以上の我が国における三者の関係に対して、他の主要国ではどのような関係がみられるだろうか。図表6は、英語圏の4カ国における統計集計用職業分類と職業紹介用職業分類の変遷を図示したものである<sup>29</sup>。

ここでは、まず、三者の関係のモデルを作り、次にそのモデルに該当する国の職業分類の状況をみることにする。ISCOを(A)、各国の標準職業分類を(B)、各国の職業紹介用職業

29 各国の職業分類の概要は付属資料1、2を参照

図表6 各国における標準職業分類と職業紹介用職業分類の変遷



(注) 各国における職業分類の変遷のうち右側は統計表章用分類、左側は職業紹介用分類の流れを示す。

図中の略称は次のとおりである。

オーストラリア

イギリス

カナダ

アメリカ

CCLO: Classification and Classified List of Occupations

CO: Classification of Occupations

SOC: Standard Occupational Classification

CCDO: Canadian Classification and Dictionary of Occupations

SOC: Standard Occupational Classification

NOC-S: National Occupational Classification for Statistics

DOT: Dictionary of Occupational Titles

OES: Occupation and Employment Survey

O\*NET: Occupational Information Network

ASCO: Australian Standard Occupational Classification

CODOT: Classification of Occupations and Dictionary of Occupational Titles

OC: Occupational Classification

NOC: National Occupational Classification

SOC: Standard Occupational Classification

BLS: Bureau of Labor Statistics

分類を（C）とすると、ABC の関係は次の 4 種類に大別できる<sup>30</sup>。

①  $A = B = C$ <sup>31</sup>

三者が分類の考え方や体系の枠組みを共有している。

②  $A = B \neq C$

ISCO と標準分類は共有基盤を有し、職業紹介用分類は独自性を保持している。

③  $A \neq B = C$

標準分類は ISCO との共有基盤を欠くが、職業紹介用分類とは共通面が多い。

④  $A \neq B \neq C$

標準分類と ISCO との間には共有基盤が欠け、職業紹介用分類は独自性を保持している。

1 番目のモデルに該当する国は、標準職業分類の設定にあたって ISCO の考え方や体系をモデルに採用し、次いで標準職業分類をモデルとして職業紹介用職業分類が設定されている国である。ISCO はあくまでもモデルであり、実際に設定される分類項目は各国の職業の実情にもとづくことになる。このタイプの職業分類は、オーストラリアやイギリスにみられる。これらの国では、標準職業分類が統計調査結果の職業別集計だけではなく、職業紹介用職業分類としても用いられている。

2 番目のモデルに当てはまる国は、統計目的の職業分類と職業紹介用の職業分類が併存している国である。これは 1964 年までの我が国の状況に該当する。当時、JSCO は ISCO-57 に準拠していた。他方、労働省編職業分類は米国の DOT に準拠して、JSCO とは全く別の体系を維持していた。

3 番目のモデルは、ISCO とは異なる考え方で独自の標準職業分類が作成され、標準職業分類に重複する形で職業紹介用職業分類が作成されているケースである。現在のアメリカや日本の状況がこのモデルに該当する。アメリカでは、1998 年に標準職業分類が改訂されているが、この分類は労働省労働統計局の職業雇用調査に使用されていた職業分類（産業と職業のマトリックスとして設定されている）にもとづいて作成されている。この標準職業分類のうち職業紹介業務の必要性にあわせて細分類レベルの職業を補正したものが、O\*NET（Occupational Information Network）<sup>32</sup> と呼ばれる総合的職業情報データベースに利用されている職業紹介用の職業分類である。

4 番目のモデルが想定している国は、三者間に共通基盤がみられず、標準職業分類と職業

30 モデルとしては A と C の直接的な関係（ $C = A = B$  など）も考えられる。しかし、通常、C は B を通じて A との関係が生まれるのであって、A と C の直接的な関係は現実的なモデルとはいえないため、ここでは取り上げないこととする。

31 等号は必ずしも二者の完全な一致を意味しているわけではない。分類の考え方や体系の枠組みが基本的に類似している時には等号を用いている。同様に、不等号は必ずしも二者の全面的な不一致を意味しているわけではなく、考え方や体系の枠組みが基本的に異なると判断した時に使っている。

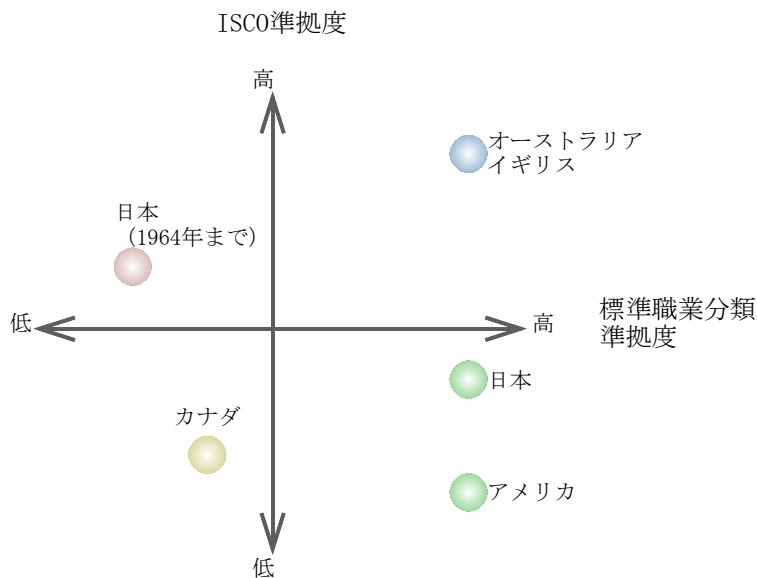
32 O\*NET は職業の特徴と職業に従事する人の特性をとりまとめた総合的職業情報データベースである。DOT を代替するものとして職業の定義と記述に関する基準、すなわち職業の共通言語を提供することを目的にして開発が進められている。1998 年に CD-ROM の形で一般に公表されているが、その後、標準職業分類の項目に準拠して収録職業が修正され、現在ではインターネットで公開されている。



紹介用職業分類がそれぞれ独自性を有している国である。カナダの状況はこのモデルに該当する。カナダの標準職業分類は分類基準に仕事の種類を掲げているが、職業の集約の仕方がISCOとは異なり、独自の職業分野を最上位の分類レベルに設定している。一方、職業紹介用職業分類は、仕事の種類だけでなく技能度も分類基準として採用している。各職業は、仕事の種類と技能度の2軸によるマトリックス表の中に位置づけられる。大分類レベルの項目設定には技能度が用いられているため、大・中分類レベルの項目は標準分類とは大きく異なっている。分類体系のうえでは両者に異同がみられるものの、分類の最小単位である小分類項目については両者が共有している。

以上の4モデルに該当する国を、ISCO準拠度（標準職業分類がISCOに準拠する程度）と標準職業分類準拠度（職業紹介用職業分類が標準職業分類に準拠する程度）の2軸上に位置づけると図表7のようになる。第1象限に属する国は、上述の  $A = B = C$  の関係が成立している国である。同様に、第2象限、第3象限、第4象限はそれぞれ  $A = B \neq C$ 、 $A \neq B \neq C$ 、 $A \neq B = C$  に該当する国である。

図表7 職業分類の類型



我が国はアメリカと同じく第4象限に位置づけられるが、両者の内実は大きく異なっている。まず、両者とも標準職業分類とISCOとの対応が低いレベルにとどまっているが、その理由は全く異なっている。アメリカでは分類基準に仕事の種類（それ以外に、必要なスキル・教育・訓練等を加味している）を採用し、ISCOとは異なる独自の職業分野を設定していることがその素因となっている。一方、我が国では従来から国際比較性を重視した考え方を採っているが、ISCO-88のスキル概念の適用にあたって、そのフィージビリティの問題が残

されており、そのため依然として ISCO-88 とは根本的に異なる ISCO-68 に因らざるをえない状況に置かれている。

次に、標準職業分類と職業紹介用職業分類との整合性が図られている点についても両者の視点は異なっている。アメリカでは中央政府レベルで統計基準の共有化を促進する政策が採られ、標準職業分類は職業区分の基準として作成されている。職業紹介用職業分類は、職業紹介業務の必要性にあわせて標準職業分類の体系に分類項目を追加したものである。他方、現在の我が国の標準職業分類と労働省編職業分類の関係は、後者が一方的に前者に歩み寄った結果である。政府レベルにおける職業の区分に関する共通言語化の推進が背景にあるわけではなく、また両者の妥協の産物でもない<sup>33</sup>。

国によって ISCO と標準職業分類のそれぞれに対する準拠度は大きく異なっている。上述の少数の例から一般論を導き出すことには慎重でなければならないが、大勢としては標準職業分類と ISCO との対応をより重視する国と、職業紹介用職業分類と標準職業分類との整合性をより重視する国に分かれるとみられる。前者は、国際比較性を確保する観点に立って標準職業分類を設定する国であり、職業紹介用職業分類と標準職業分類との対応性については国によって状況が異なっている。他方、後者は国際比較性の確保よりも国内における職業分類の共通基盤づくりを指向する国である。

この2つのグループでは職業分類のあり方に関する考え方が異なっているが、共通する点もある。そのひとつは共通言語化という考え方—すなわち、各種統計調査の結果の比較照合性を高めるため職業を区分する際の基準を共通基盤の形で整備するという視点—である。この点は、特に欧米諸国に顕著にみられる傾向である。これらの国では、標準職業分類を政府レベルにおける職業区分の基準にする政策が採られている。この政策のもとでは職業紹介用職業分類は、標準職業分類と同一、あるいは標準職業分類の分類項目を職業紹介の実務に照らして補正した分類になる。たとえば、イギリスやオーストラリアの標準職業分類は、統計調査の結果集計に用いられるだけでなく、職業紹介業務にもそのまま用いられている。アメリカでは、標準職業分類を基準にして分類項目を補正した職業紹介用職業分類が作成されている。また、カナダでは、まず職業分類の最小単位である小分類項目を設定し、それらの項目を統計目的や職業紹介目的にあわせて集約した体系が、それぞれ標準職業分類、職業紹介用職業分類になっている。

このような統計基準の共通言語化は、単に職業分類だけにみられる現象ではない。1990年代に欧米諸国では政府統計を公共財とする動きが広まり、政府レベルにおける統計基準の

33 JSCO の使用については、政令で特段の規定が設けられているわけではないが、統計局は各省庁に対して統計調査の結果を職業別に表示するときには日本標準職業分類によるか、あるいは比較可能な分類を用いるように協力要請を行っている。この関係で、標準職業分類の改訂時には、ユーザーとしての各省庁の意見を改訂作業に反映させる場が設けられている。他方、厚生労働省は、労働省編職業分類を官民を問わず職業紹介業務等に用いる職業分類の共通基盤とするため、1999年7月に職業安定法第15条の改正を行っている。改正法では第15条の規定は、「職業紹介事業、労働者の募集及び労働者供給事業に共通して使用されるべき標準職業名を定め」となった。

共有化にとどまらず、民間をも巻き込んだ国レベルでの統計基準の共有化を図る政策が推し進められた。この流れは、各国の統計法において目的規定の中で単に行政利用だけではなく、民間部門を含む多方面での利用を明記しているものが少なくないことに象徴的に表れている。職業区分の共通言語化は、この政策の一環としてみることができる。

